

桂坂山の手倶楽部会則

第1条【名称及び事務所】

この会は、桂坂山の手倶楽部と称し、事務所を会長宅におく。

第2条【組織】

桂坂山の手倶楽部（以下、本会という）は、桂坂学区内の単位倶楽部をもって構成する。

第3条【会員】

会員とは、前条の地域に在住する概ね60歳以上の者で、本会の趣旨に賛同し、単位倶楽部に入会を申し出た者とする。

2 当該年の1月1日から12月31日の期間内に満88歳（米寿）を迎える会員には、その年の4月1日に名誉会員の称号を贈るものとする。

第4条【目的】

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、住民福祉の増進を図ることを目的とする。但し、政治・宗教活動は行わない。

第5条【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・融和に関すること。
- (2) 会員の教養向上及び健康保持増進に関すること。
- (3) 地域社会との連帯感を高め、その交流と発展に寄与すること。
- (4) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

第6条【役員】

本会に、次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 事務局担当 | 若干名 |
| (6) 庶 務 | 若干名 |
| (7) 監査役 | 1 名 |

2 本会に、相談役をおくことができる。

第7条【役員を選出及び任期】

役員は、総会において選出し、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、役員会において後任者を選出して補充することができ、その任期は前任者の残余期間とする。

3 相談役は、会員の中から会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

第8条【役員の任務】

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計 本会の会計事務を担当する。
- (4) 事務局長 本会の事務運営を総括管理する。
- (5) 事務局担当 事務局長を補佐し、総会、役員会の運営と議事録の作成等を担当する。
- (6) 庶務 本会の運営及び庶務事項を担当する。
- (7) 監査役 本会の運営及び会計を監査する。

第9条【委員】

第5条の事業の運営を円滑に推進するために、次の委員をそれぞれ若干名おくことができる。

- (1) 地域委員
- (2) 同好会委員
- (3) 事業担当委員

第10条【委員・責任者の選出及び任期】

委員並びに責任者の選出及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 地域委員は各単位倶楽部会員の中から選出し、原則としてその委員の中から責任者1名を互選する。
- (2) 同好会委員は各同好会会員の中から選出し、その委員の中から責任者1名を互選する。
- (3) 事業担当委員は事業活動を行う都度、役員会で協議のうえ会長が指名する。
- (4) 各委員並びに責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、事業担当委員は事業の発足より完了までを任期とする。

第11条【委員・責任者の任務】

委員並びに責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域委員・地域責任者 役員を補佐し、本会の運営に協力する。

- (2) 同好会委員・同好会責任者 同好会活動の企画立案、スケジュールの作成並びに運営を行う。
- (3) 事業担当委員 全会全体で行う事業活動を円滑に運営する。

第12条【会議】

本会は、毎年4月に定例総会を開催する。但し、必要に応じ臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は議長を選出し、議決は出席者の過半数をもって決定する。
- 3 総会の議決承認を必要とする事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員を選出
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項
- 4 役員会は、必要の都度開催して本会の運営につき協議する。また、必要に応じ地域委員及び同好会責任者を加えて協議することができる。
- 5 会議の招集は、会長が行う。

第13条【会計】

本会の会計を一般会計と特別会計に分け、一般会計は会費、助成金、並びにその他の収入をもって充てる。

- 2 特別会計は記念事業等を実施するために預金をするもので、その取り崩しは総会の承認を得る。

第14条【会費】

会員の納入する会費は、次のとおりとする。

- (1) 経年会費 会費の額は、毎年定例総会において決めるものとする。原則として銀行引き落としとし、4月に納入する。年度途中で入会する場合は、月割りの会費を別納する。また、一旦納入された会費は返却しない。
- (2) 臨時会費 特別な事業を行い、その経費が経常費では支弁できない時、または経常費で支出することが適当でないとき認められた時は、役員会で承認された必要額を臨時に納入するものとする。
- (3) 名誉会員には、上記(1)(2)号を免除する。

第15条【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。

第16条【慶事その他】

会員が当該年の1月1日から12月31日までに満88歳（米寿）を迎えられた時は、その年の総会において、お祝い金5,000円に祝品をそえ贈呈する。

但し、入会期間5年以上を要件とする。

2 その他、必要な事項が発生した場合は、役員会で協議決定する。

第17条【備付帳簿】

本会に、次の帳簿等を備え付け管理する。

- (1) 会 則
- (2) 会 員 名 簿
- (3) 金 銭 出 納 簿
- (4) 会 費 徴 収 簿
- (5) 会 議 録
- (6) 備 品 台 帳

2 備え付け帳簿等の保存年限を5年とする。但し、会則、各年度の総会議案書並びに備品台帳は永久保存とする。

第18条【委任】

この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な覚書は、役員会において定める。

付 則

本会則は平成4年4月26日より施行する。

- 2 平成 5年4月25日 一部改訂し、当日より施行する。
- 3 平成 6年4月24日 〃
- 4 平成 7年4月23日 〃
- 5 平成 9年4月27日 〃
- 6 平成12年4月23日 〃
- 7 平成15年4月27日 〃
- 8 平成16年4月24日 〃
- 9 平成18年4月23日 全面改訂し、当日より施行する。
- 10 平成23年4月16日 一部改訂し、平成24年度より施行する。
- 11 平成25年4月20日 一部改訂し、平成25年度より施行する。
- 12 令和 2年4月18日 一部改訂し、令和2年度より施行する。

(第16条2項、第5条4項、第13条、前年度第16条)